

平成26年6月23日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

総務委員会

委員長 星吉寛

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 6月23日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、人口減少に関する施策等について執行部より説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第4号 集団的自衛権行使に関する意見書提出を求める請願
- (2) 議案第47号 魚沼市税条例の一部改正について
- (3) 議案第48号 魚沼市火災予防条例の一部改正について
- (4) 議案第49号 魚沼市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- (5) 議案第50号 魚沼市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- (6) 議案第54号 消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結について

2 調査事件

- (7) 所管事務調査について
 - ・人口減少に関する施策等について
- (8) 閉会中の所管事務等の調査について
- (9) その他

3 日 時 平成26年6月23日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301会議室

5 出席委員 岩井富士夫、大平栄治、高野甲子雄、星吉寛、下村浩延、大屋角政、
星野武男、(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 関矢孝夫

8 説明員 大平市長、栳沢消防長、小幡総務課長、酒井企画政策課長、角家財政課長、
佐藤税務課長、青山北部振興事務所長

9 書 記 小幡議会事務局長、富永副参事

10 経 過

開 会 (10:00)

星委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。これから
本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審査します。

(1) 請願第4号 集団的自衛権行使に関する意見書提出を求める請願

星委員長 日程第1、請願第4号、集団的自衛権行使に関する意見書提出を求める請願を議題とします。紹介議員であります関矢孝夫議員に説明を求めます。

関矢議員 請願第4号、集団的自衛権行使に関する意見書提出を求める請願について説明をさせていただきます。請願の提出者は魚沼九条の会であります。また請願の主旨に関しましては記載のとおりであります。紹介議員として補足を説明させていただきます。集団的自衛権の行使について歴代政府は1981年の政府答弁により我が国が国際法上集団的自衛権を有していることは主権国家である以上当然であるが、憲法9条のもとにおいて、許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するため必要最小限の範囲に留めるべきものと解しており集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって憲法上許されないという考え方をしてまいりましたが、安倍首相はこの歴代政府の憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使は現憲法下において、許されるとする見解を閣議決定し、行使を可能とする法体系をつくり上げようとしていることに、国論は大きく分かれております。その中で私ども魚沼市議会では平成26年第1回定例会において、集団的自衛権の行使は許されないとの立場を堅持するよう求める意見書の提出についてが最終日に議員発議により提出、提案され賛成5、反対14により否決されましたが、私も反対を表明いたしました。この発議の主旨は従来の憲法解釈を堅持していくことの固定観念からの意見書の提出でしたが、この度の請願書は集団的自衛権の容認については、立憲主義の原則を踏まえ、国民大多数の理解と賛同を得ることを必須の条件とし、慎重のうえにも慎重を期して対応すべきとする民主主義の原則を訴えた請願であります。私はこのことに賛同いたしまして、紹介議員になりました。委員各位から賢明なるご判断と採択をいただけることをお願いいたしまして説明を終わります。

星委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。関矢議員の退席を求めます。(紹介議員退席) 続いて、この件に関しまして執行部に確認しておきたいことがあります。たら発言を許します。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありますか。まず反対者の発言を許します。

大平委員 請願についてはまず反対ということで申しあげまして、内容については内閣でまだ閣議決定もしていませんし、そして国民に納得いくような説明で何とか国を守ろうと、一旦独立を失ったら、憲法も何も無くなりますので、とにかく国を守ろうということでやっておりますので、私は今の請願には反対します。

星委員長 次に原案に賛成の発言を許します。

高野委員 この請願に対する賛成ということで、討論させていただきます。いまワールドカップが非常に盛んで、いよいよ佳境に入ったかということでありますが、コスタリカが予選リーグを突破しました。関係ないといいますが、実はこのコスタリカは非軍事平和国家であります。南米の小国でありますけれど、いわゆるキューバ問題からアメリカ問題から南米の独立問題それには含まれた小国ではありますけど、この国は非軍事平和を通してきまして、ワールドカップにも出場、1次リーグを突破するそういう国です。日本も戦後69

年平和憲法のもとに戦後一貫して、平和国家としての信頼を築いて、高度成長を成し遂げ、そういう世界の国からも、非常に信頼されている国であります。その国が今、集団的自衛権の行使容認ということになりますと、具体的に言えば、自衛隊はアメリカとの同盟によって、海外への派兵、戦地にも赴かなければならない。そういう事態が十分想定される動きになっております。請願の主旨にもありますように、内閣がこの憲法解釈を勝手に変えるということがないように慎重に審議をしてという意見書であります。そういう主旨からすれば、日本の歴代内閣も軍事行動については控えてきたという歴史があります。あくまでもこの内閣で、憲法解釈をするようなことのないように十分審議してほしいという請願ですので、日本の平和国家としての信頼が失われることにならないよう、ぜひ委員の皆さんからもご賛同いただきたいと思います。

星委員長 次に反対討論はありませんか。(なし) 賛成討論はありませんか。

岩井議員 今回の請願に賛成であります。集団的自衛権というのは私もいろんなテレビや番組で紹介されたり議論されたりしておりますが、例えばこういう人がいます。尖閣列島を日本が守らなければならない。だから集団的自衛権は必要だというけれど、あの尖閣に関しては、個別的自衛権でも十分対応できる。それは誰でも自分の自国を守るというのはどんな立場でも私は当たり前だと思います。今回の集団的自衛権に関しては、まず日本の近海ではなくて、例えば中東とか向こうでの議論だと考えております。この集団的自衛権をやるには、閣議決定よりまず憲法の改正から進まなければ議論が成り立たない、そして安倍首相がアメリカの艦隊に邦人を乗せた場合にそれを守らなくていいのかということがありますが、日本人がアメリカの軍隊の船に乗った場合には必ず攻撃されますから、まずそこには乗るなというのが私は原則だというふうに考えております。ですからこの集団的自衛権は自国を守るということは当たりの前提ですが、個別的自衛権でかなりの部分がカバーされると思いますので、もしこの議論をするのであれば、憲法改正からやらなければ議論は成り立たないと考えております。

星委員長 ほかに討論はありませんか。(なし) これで討論を終結します。これから請願第4号、集団的自衛権行使に関する意見書提出を求める請願を採決いたします。異議がありますので、挙手によって採決します。本件は、採択することに賛成の方は、挙手願います。(挙手多数) 挙手多数であります。よって、請願第4号は、採択すべきものと決定されました。本請願を採択としましたので本会議で採択された場合の意見書発議について協議します。意見書の配布をお願いします。配布漏れはありませんか。(なし) それでは局長から朗読させます。

小幡事務局長 意見書(案)朗読

星委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書でご異議ありませんか。(異議なし)

大平委員 同盟国などの他国に対する武力行使があれば、それをわが国に対する攻撃とみなすとはどういうことか、これについてよくわかったら説明していただきたいのですが。

星委員長 ここでしばらくの間休憩いたします。

休 憩 (10:13)

休憩中に懇談的に意見交換

再開（10：18）

星委員長 休憩を解き会議を再開いたします。それでは本会議で採決されたときには委員長が提出者となり賛成議員の連名、連署で発議することにご異議ありませんか。（なし）異議なしと認めます。そのように決定されました。ここでしばらくの間休憩いたします。

休憩（10：19）

再開（10：20）

（2）議案第 47 号 魚沼市税条例の一部改正について

星委員長 日程第 2、議案第 47 号 魚沼市税条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤税務課長 （資料「魚沼市議会総務委員会資料 平成 26 年度魚沼市税条例一部改正（軽自動車税）」により説明）

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

星野委員 税負担の変化の関係なんです、平成 27 年度時点で 13 年を経過しているというものについては平成 28 年度から重課税率でいくということによろしいでしょうか。

佐藤税務課長 そのようにお考えいただきたいと思います。

星委員長 他に質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終結します。これから討論を行います。まず原案に反対の発言を許します。

大屋委員 今回の地方税法改正の中で特に先ほど説明がありました、軽自動車税の増税ですが、雇用や経済の面でも困難を抱える地方部や郊外の住民ほど負担増の影響が大きくなってしまいます。自動車業界の要望、これに答えて自動車取得税は、消費税 10%になった時点で廃止ということになりますが、その減収のつけを軽自動車税の増税、重課税も含めて賄おうという考えであります。国民に対しては消費税増税に加えて二重の負担を押し付けるものであり、反対するものであります。

星委員長 次に原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。（なし）これで討論を終結します。これから議案第 47 号について採決します。異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。可否同数であります。よって委員長が決することにします。ここでしばらくの間休憩いたします。

休憩（10：32）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 34)

星委員長 休憩を解き会議を再開いたします。意思を表明しない方は棄権ということで確認をさせていただきますが、よろしいですか。(はい) それでは棄権の方が 1 人おられますので議案第 47 号については賛成多数であります。よって議案第 47 号 魚沼市税条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 48 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について

星委員長 日程第 3、議案第 48 号 魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

樺沢消防長 魚沼市火災予防条例の一部改正についてでございますが、特に資料はございません。ここでいう催し物の定義について補足説明をさせていただきます。催し物とは、祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的な広がりを持つるものであります。したがって集合するものの範囲が個人的なつながりになる場合、例えば近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催する餅つき大会のようなものは対象になりません。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(なし) よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第 48 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 48 号 魚沼市火災予防条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 49 号 魚沼市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

星委員長 日程第 4、議案第 49 号 魚沼市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なし) 異議なしと認めます。よって議案 49 号 魚沼市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については原案のとおり可決するものと決定されました。

(5) 議案第 50 号 魚沼市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

星委員長 日程第 5、議案第 50 号 魚沼市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

樺沢消防長 ありません。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 50 号、魚沼市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第 54 号 消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結について

星委員長 日程第 6、議案第 54 号 消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

栢沢消防長 消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結について補足して説明します。消防救急デジタル無線整備工事の入札までの経過を補足させていただきます。本工事になりましたは基本設計に基づき平成 25 年度において株式会社テレコム・シー・アンド・シーと実施設計業務委託を締結し、設計図書等の完成の後、本年度、適正な手続きにおいて入札を行った結果、現在に至っております。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

岩井委員 まず事業内容について。系統図から見て、この消防救急デジタル無線設備は、魚沼市消防本部本署の基地局と、上条出張所、小出スキー場山頂、大湯のユピオにそれぞれサテライト基地局を設置し、消防車、救急車などの移動局とをデジタル無線で接続するシステムですが、基地局間は、光ケーブルによる有線接続となっています。この方式は誰が提案したのでしょうか。

栢沢消防長 基地局間のアプローチ回線については、基本設計の段階からすでに有線接続として設計されています。このときの設計受託者は、株式会社建設技術研究所北陸支社です。実施設計時にはアプローチ回線の再検討を行い有線方式、無線方式の評価を行なっていますが、地形的な制約や維持管理等を考慮し、有線接続が妥当との結論に達しています。このときの設計受託者は、株式会社テレコム・シー・アンド・シーです。

大屋委員 去年あたりから予定価格について、あるいは制限価格について一般競争入札等では公表していないという話を聞いたんですが、そうでしょうか。

角家財政課長 平成 25 年度から事後公表という取り扱いにさせていただいております。

大屋委員 今まで 25 年度 4 月 1 日からそういう形でしているわけですね。事前に公表しないで札を入れ、終わってから公表するという方式ですね。

角家財政課長 そのとおりです。

大屋委員 それでこの前の追加議案の時には一般競争入札に参加した業者がすべて予定価格より高い価格で札を入れて、その中の一番少なかったところと随意契約を結んだ例もありましたけれど、議会に報告するのは恐らく 1 億 5000 万以上のものしか出てこないと思うんですけど、それ以下のところでも予定価格あるいは制限価格は事前公表はしていないということによろしいですか。

角家財政課長 おっしゃるとおりです。

大屋委員 たまたまこの業者が 1 社しかなかったということなんですが、これを見ますとそ

の予定価格、制限価格の範囲内に入っていると、本会議の答弁でも、一般競争入札でも、1社でも有効であるということでこの業者に決めましたということですが、その根拠はどこにありますか。

角家財政課長　参加申込者が一社の入札は不適當ではないかという本会議のときのご質問がございました。本事業の契約は一般競争入札、入札にはほかにも指名競争、随意契約等で締結していくものがございますが、一般競争入札によるものでありまして、一定条件のもとで参加の意欲があれば、複数の事業者が参加機会を確保された入札方法として広く用いられております。結果的に1社だけの参加申し込みとなりましたが、この場合でも入札における競争性は確保されておりまして入札の執行が適當であることが凡例や総務省の通知、見解、または取り扱い事例などを記載した参考図書にもございまして、魚沼市、従来からの取り扱いといたしております。なお入札のうち、先ほどお話しました指名競争入札において、辞退業者が出て1社、1業者しか入札するものがないというふうな場合になりましたら、ほかに参加意欲があるものがある場合も想定されることから指名基準に基づいて複数社を指名のうえ入札を実施すべきとされております。

大屋委員　そういう国からの通達とか、そういったものに基づいて今回は1社だけれど、そこに決めたと理解してよろしいでしょうか。

角家財政課長　そのように取扱いをいたしております。

星委員長　ほかに質疑はありませんか。

大平委員　今の大屋委員の質疑に対して財政課長は幅広く入札の機会を皆さんに与えたと言っていますが、そうじゃないでしょう。そうであるかないかはっきりして下さい。

星委員長　ここでしばらくの間休憩いたします。

休　　憩（10：47）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：48）

星委員長　休憩を解き会議を再開します。

角家財政課長　競争の機会を設けまして、告示から入札の期間まで相当な日数を確保してございますので、機会を提供しているというふうに考えております。

大平委員　入札のときの条件について教えてください。

栢沢消防長　入札参加資格要件で実績要件をつけました。その要件は今までデジタル無線の整備を行った実績のある業者ということでありまして。実績の要件を求めている理由は履行期限に明確な終期が定められている中で、市民の生命財産に直結する消防救急デジタル無線の整備工事の確実な施工を担保し、かつ複数社による応札が可能な範囲として設定したものであります。

大平委員　新潟県でデジタル無線に関わった業者、平成20年度からということをやったんじゃないんですか。ほかに大きい業者がいっぱいいるんですよ。できないというんですか。

栢沢消防長 要件には平成 20 年と書いてありますが、その以前にはほかの事業者はいません。

大平委員 条件を縮めて 1 社しか取らないことになったんじゃないんですか。

栢沢消防長 応札の可能社及び可能と思われる業者は複数社あります。

大平委員 何社くらいあったか教えてください。

栢沢消防長 4 社です。

大平委員 4 社ということですが、範囲を縮めてやるのは一般競争入札ではないですよ。指名競争入札よりまだ悪いんですね。4 社あることがわかった時点で一般競争入札に参加してくださいということ促したんですか。

角家財政課長 先ほど少し触れましたが、今回の入札に係る公告の期間は 5 月 9 日から 5 月 28 日までの 20 日間として市のホームページに公告させていただいております。工事に関する公告についてはホームページでお知らせするというところでほかの工事案件と同じ扱いを取らせていただいておりますので、それ以上の周知ということはいたしておりません。

大平委員 そうするとこの入札は無効ですよ。魚沼市の財務規則にも違反しているし、財務省の通達にも違反しているし、総務省のものはどういふふうに書いてあるかわかりませんが、1 社入札で有効というのは広く集めても無かったときに、わかる人に範囲を広げて説明して、来てもらえないでこれはどうしても 1 社しかないときに、これは初めて有効で、それをやらなかったときは無効ですよ。総務省の書類があったら教えてください。

星委員長 ここでしばらくの間休憩いたします。

休 憩 (10 : 53)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (11 : 08)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。

星委員長 それでは休憩中に資料が配られておりますので、角家財政課長から説明をお願いします。

角家財政課長 今ほどお手元に財務事務提要という通常の業務で参考にしております図書の一部の写しを配付いたしました。問答的な資料になりますが、ご覧のとおり一般競争入札の場合、それから指名競争入札の場合、この取扱いについて説明がされておまして、一般競争入札をした結果、入札参加者が一社しかない場合でも入札を行っても差し支えないということが記述されております。

大平委員 一番大事なことを今、説明していなかったよね。入札参加意欲のある者は誰でも参加できるのであり、まずこれに反して範囲を狭めて意欲があっても新潟県でデジタル無線の仕事をやった業者でなければできないということで範囲を狭めてあるから、まず第一に通達に違反していますよ。誰でもできないということだから。これなら不特定多数とな

らないからこれに違反しているんじゃないですか。財務課長、あなたが言ったことは矛盾していますよ。

星委員長　　しばらくの間休憩いたします。

休　　憩（11：10）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（11：27）

星委員長　　休憩を解き会議を再開します。執行部からはそれぞれ説明をいただいておりますし、大平委員と執行部のそれぞれの質疑と答弁に見解の相違があり、堂々巡りでありますので、ほかの委員の質疑はありませんか。

星野委員　　今回のデジタル無線の実施設計はテレコムがやったということですが、その前の基本設計委についてはどなたが行ったのでしょうか。

椛沢消防長　　基本設計は株式会社建設技術研究所北陸支社です。

星野委員　　それと確認なんですけど、今回、デジタル無線工事を行う前に消防署の新築移転があったわけなんですけど、その際の今までの指令台については今回の落札業者である藤島無線工業が行ったかと思うんですけどそれでよろしいでしょうか。

椛沢消防長　　おっしゃるとおりです。

岩井委員　　入札の件に関してですが、できるだけ魚沼市内に仕事を出すという観点から、市内の業者と企業体を組ませるといった考えはなかったのでしょうか。

椛沢消防長　　今回の工事の内容は80%が機器製作費であります。基地局設置についても極力、既存施設の活用を図っていることから、共同企業体の活用が単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できる工事に該当しないため、単体での入札参加資格要件としています。

岩井委員　　魚沼市は山間傾斜地が多く、地震の土砂崩れ、雪崩などで、商用の光ケーブルが損傷を受ける危険性があると思います。また、工事や事故でケーブルを切断する事故もあると思いますけれど、これでは一般電話程度の信頼性しかないように思えるが、その点はどう考えますか。

椛沢消防長　　有線方式をとる以上、ケーブルの耐久性や強度の違いはありますが、物理的な信頼性はご指摘のとおりと考えます。耐障害性において特筆すべき優位な点は認められませんが、復旧に要する時間は他の方式に比べ最短に抑えられるものと考えております。

岩井委員　　デジタル無線設備を整備した上越市、現在作業を進めている長岡市の両方とも、基地局間は、マイクロウェーブによる通信回線を常用とし商用回線に頼らない設計となっていて、商用回線はバックアップ回線として考えています。この方が格段に信頼性が高く、消防、救急無線としての目的にかなっていると思いますが、なぜ上越市、長岡市のような方式にしなかったのか教えてください。

椛沢消防長　　無線設備を設置する消防本部、上条基地局、小出基地局、大湯基地局は、いずれも相互に見通すことができません。したがって、マイクロ波通信によるアプローチ回線

の確保には、見通しのある中継点を複数設置して、繰り返し中継を行い通信経路を確保する必要があります。この構成はコスト的な面だけでなく、通年、特に冬期間の維持管理、復旧時間まで含めた耐障害性においてはほかに劣ることとなり、非常に困難なものと考えております。

岩井委員 設計時に、電波の伝搬実験をやっていると思いますが、この設備で市内全域がカバーできるのでしょうか。山間地を含め、不感地帯はないかどうか。その辺はどうでしょうか。

栢沢消防長 本市の地勢からは、現実的に不感地帯の解消はできません。今回の工事で通信エリアの改善を目指しましたが、居住地区として三ツ又、谷内、熊取沢、柿ノ木、その他に部分的な不感地帯は多く存在します。これら地域での活動には、消防本部、出張所に衛星携帯電話を配備し対応しています。

岩井委員 昨年の消防署建て替え工事で、現在の無線設備も移転となりました。通信指令台の設備が、今回のデジタル化を見越した設計となっていたのでしょうか。

栢沢消防長 通信指令台はデジタル無線に対応します。現在の消防庁舎、出張所ともに、今回の工事で設置される機器類及び通信線、電力線の配線に必要なスペース等は見込んであり、手戻りの無いよう考慮した施工を行なっています。

岩井委員 平成 28 年度までに、新潟県全体でも、無線のデジタル化が迫られています。県の消防無線、近隣他市の消防無線との互換性はどうか。

栢沢消防長 今回、整備される無線システムで運用されるデジタル無線信号は、活動波 3 波、主運用波 1 波、統制波 3 波となっています。県及び近隣他市消防との通信には主運用波を使用し互換性を保っています。

岩井委員 現在の消防、救急無線設備の保守点検業務を業者に委託していると思いますが、しているならば、その業者名と委託金額を教えてください。

栢沢消防長 保守点検業務につきましては、藤島無線工業株式会社と委託契約を締結しています。委託金額については 388 万 8000 円です。

岩井委員 デジタル無線が整備された後に、現在のアナログ無線は撤去されるのでしょうか。

栢沢消防長 現行の消防救急アナログ無線は、平成 28 年 6 月以降は使用できなくなりますので、平成 28 年度に撤去を予定しています。ただし、大規模災害に備え自衛隊・警察など、防災関係機関等との通信を行うための防災相互通信波はアナログのまま残す必要がありますので、全てを撤去するものではありません。

岩井委員 消防団、行政も同一のアナログの 150MHz 帯の電波を使っていると思いますが、今後はそれはどうなりますか。

栢沢消防長 消防団につきましては、今回の整備工事に含まれています。活動波 3 波の内、1 波を消防団に割り当てます。

岩井委員 先ほども話が出たんですが、地元の業者をできるだけ活用していただきたいと思います。一つの例で、ある電気屋さんから聞いたんですが、例えばバッテリーなんかも地元の業者でも手配できるというようなこともありますので、今まではバッテリーなんかも受けた業者に全面的に任せるといったやり方をやったと思うんですけど、やはりできるだけ地元の業者を使うことを検討していただきたいと思います。保守点検の部分で無理なもの

はあるかもしれませんが、できるだけ地元の業者で対応できるものは地元の業者にまかせていただきたいというふうに思います。

栢沢消防長 そのように考えさせていただきます。

岩井委員 機材等のメーカー名は入れないで設計されています。新消防庁舎の通信指令台はすでに出来上がっていて、そこにデジタル機器を組み込む形であります。現在ある機器との相性の問題もあると思います。メーカー名を決めていないと言っているけれども、組み込む予定の機械は、設計前の段階で、すでにメーカー、型式、全て予定されていたのではないのでしょうか。

栢沢消防長 入札公告の際に特記仕様書の中にゲートウェイ装置等を必要とする場合というところを入れてあります。ゲートウェイ装置というのは、異なるメーカーの機器と接続した場合に変換する装置です。ですので、その接続について明記してありますので、機器を特定しているものではありません。

岩井委員 新消防庁舎の指令台、無線設備の設置工事はどこの業者がやったのでしょうか。

栢沢消防長 長岡市の藤島無線工業株式会社です。件名ですが、魚沼市消防緊急通信指令施設移設改修工事です。

岩井委員 消防・救急デジタル無線整備工事は、1社だけの入札または随意契約で良い事業に該当しているのでしょうか。契約の相手方が、法令の規定により明確に特定されているもの、それから条約等国際的な取り決めで契約の相手方が一つに定められているものとなっていますけれども、先ほどの質疑に関連しますけれど、この辺はもう1回検討してもらいたいと思いますが。

栢沢消防長 先ほどから申し上げているとおり、今回の入札は一般競争入札でした。公告の期間も5月9日から同28日までの20日間でございます。また、年度当初から発注予定の公表も行なっており、入札意欲のある者の入札参加機会は確保されていると考えます。ですので、たとえ入札参加者が一人であっても、入札における競争性は確保されていることから適正に入札を行なったものと考えております。

岩井委員 消防庁舎の本体工事のときにまだこのデジタル無線の入札はされていなかったと思います。その時点で機材とかなどが実際にはめ込む場所だとか、設置される場所が決まっていたのであれば、もうその時点で業者名や機材がどうゆうものが入るか決まっていたような気がするんですが、その辺はどうでしょうか。

栢沢消防長 メーカーは異なりますけれども、その機械自体は寸法とか容量はさほど空間とか面積は変わりません。ですので、それに見合った、ある程度余裕を持った工法だったと思います。

大平委員 今、資格のことを言われましたね、決めるのに。今、出した仕様書というか、それは、今、ありますか。あったら出してください。

角家財政課長 入札参加資格要件のことでよろしいでしょうか。表になって8項目ほどございます。

岩井委員 それをもらえないのでしょうか。

星委員長 しばらくの間休憩いたします。

休 憩 (11 : 43)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (11 : 44)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。

大平委員 市長に聞きますが、今のことを全部わかって判こをついたと思うんですが、総務省の見解を市長はどう思っていますか。

大平市長 総務省のこの内容についての見解と言われましたが、私はこのことについては何も申し上げませんが、それが一つの入札の規定であれば、それに従ってやっていくということですよ。

大平委員 一般競争入札は入札参加資格を満たしているもので、入札参加の意欲があるものは、誰でも参加できるものであり、入札参加者は指名競争入札に比べて不特定多数になることが予想される。これに反しているということなんですよ。ということは、誰でもできるということ、誰でもできないようにしてある。だからこういうことがあったことに対して市長はどう思っているか。市長は人の責任なんて言わないでくださいよ。それに判こをついたんだから。何かあったときは市長一人の責任だなんて言わないけども、私が何も申し上げませんなんてことでなく、それは市長だからしっかりこの内容を読んで決断してもらいたい。決断と言うか。

大平市長 今回の入札に関しては、正しく執行されているという判断の中で、判こをつかせていただいています。

大平委員 だから不特定多数の人が参加できないで狭めているんですよ。条件を付けて。だからそれについて市長は正しいと思っているとか、考えているじゃなくしっかりここで答弁してください。

星委員長 しばらくの間休憩いたします。

休 憩 (11 : 46)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (11 : 47)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。これで質疑を終結します。これから討論を行います。まず原案に反対の発言を許します。ありませんか。

大平委員 今、提案されました 54 号につきましては総務省、財務省の通達にも違反しております。そういうことでこれは 54 号は提案できないような問題だと思いますので私は反対いたします。

星委員長 次に原案に賛成の発言を許します。

高野委員 今ほど休憩の中でも議論がありましたが、いわゆる競争入札という形で、いろん

な参加資格なり参加意欲のあるものということで議論がされましたけれど、その辺は競争入札としての最低限の要件はできてあって、1社といえども、この入札の関係については有効であろうというふうに判断していますので、これについては賛成の立場で討論させていただきます。

星委員長　ほかに討論ありませんか。(なし) これで討論を終結します。これから議案第54号を採決します。異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(挙手多数) 挙手多数であります。よって、議案第54号、消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 所管事務調査について

・人口減少に関する施策等について

星委員長　日程第7、所管事務調査についてを議題とします。人口減少に関する施策等について執行部から説明を求めます。

酒井企画政策課長　(資料「うおぬま de “愛” サポートイベント「尾瀬こん」について」により説明)

星委員長　質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終わります。本件については、本日は以上とします。

(8) 閉会中の所管事務等の調査について

星委員長　日程第8、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出したいと思えます。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

(9) その他

星委員長　日程第9、その他を議題とします。執行部から報告事項等はありませんか。(ありません) 委員の皆さんからご意見、協議等はありませんか。(なし) 議会報告会の意見等に対する対応等については、これからの総務委員会の所管事務調査の中で行う予定でありますので、今後の取り組みとさせていただきます。それから総務委員会の行政視察についての資料が配布されております。このほかに視察したいところがありましたら、ご意見をいただき、それを基に委員長と副委員長に一任をいただいて、今後、コース等々を作成し皆さんにお示しをさせていただいて、決定をさせていただきたいと考えておりますのでよろしいでしょうか。(異議なし) それでは、この候補のほかに希望がありましたら、皆さんから発言をいただきたいと思えます。

下村委員　2泊3日であるのに、長野県だけではなくもう少し遠くへ行ったほうが良いよう

な気がするんですが。

星委員長　それを含めて委員長、副委員に一任願います。

下村委員　京都の綾部市が水源の里条例で非常にいいと思うのですが。あと鳥取県の智頭町、ここがコミュニティというか村興し、各集落が一生懸命やって注目されているところなので検討してください。

星委員長　この件については、今まで皆さんから長野県で研修内容の濃い調査をしたいというご意見をいただいておりますが、下村議員の意見も踏まえながら、検討させていただきたいと思います。ほかにその他、ご意見はありませんか。(なし) 本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉　　会 (11 : 59)